

福井県福祉サービス第三者評価基準及び第三者評価手法取扱要領

福井県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第3条の規定に基づき、福井県福祉サービス第三者評価基準及び評価手法取扱要領を次のように定める。

（評価対象）

第1条 第三者評価の対象事業は、別表に定める事業とする。

（評価事業）

第2条 評価機関は、別に定める評価基準に従い、事業の種類ごとに評価を実施するものとする。ただし、その評価基準に評価機関独自の項目を追加して評価を実施しても差し支えないものとする。

（契約）

第3条 評価機関は、評価を実施するにあたっては、福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）と文書による契約を行うものとする。

2 契約書には、契約金額、評価機関・評価調査者の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等の必要な事項を盛り込むものとする。

（評価調査者の責務及び業務）

第4条 一件の評価は、2名以上の評価調査者（認証要綱第2条第1号ア、イの双方を含む。）が一貫して実施するものとする。

2 評価調査者は、評価事業に従事する場合は、必ず当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する身分証明書を常時所持し、事業者の職員から提示が求められた場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

3 評価機関は、評価の実施にあたっては、評価調査者の選定、評価手法の遵守、評価結果の決定、事業者との連絡調整等について、責任を持って行うものとする。

4 一件の評価では、利用者調査、事前調査及び訪問調査を実施するものとする。

(利用者調査)

第5条 評価機関は、評価の一環として、利用者本人や保護者等のサービスに関する意向を把握するために利用者調査を実施し、その結果を事前調査及び訪問調査の資料として活用するものとする。

(事前調査及び訪問調査)

第6条 事前調査は、評価基準等に基づいて行う事業者の自己評価の結果及び当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき行うものとする。

2 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者自らが各部門の従事する職員、経営者または管理責任者等を実施し、経営者又は管理責任者及び各部門担当指導職員等の合議により作成するものとする。

3 訪問調査は、事前調査及び利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、事業者の組織運営やサービスの実施状況を把握・検証するものとする。

(文書の保存年限)

第7条 評価機関は、評価の実施に関するすべての文書について、評価が終了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月20日から施行する。